

小規模多機能型居宅介護	○ 研修等を実施しており、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 40%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 60%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 500 単位/人・月 ②・③: 350 単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護	次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が 50%以上配置されていること。 ② 常勤職員が 75%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されていること。	①: 12 単位/人・日 ②・③: 6 単位/人・日

- ※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算の見直しを行う。
 ※2 表中①・②・③の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。
 ※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者に対するサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

(3) 地域区分の見直し

介護従事者の給与は地域差が大きく、大都市部の事業所ほど給与費が高く経営を圧迫する傾向にあることを踏まえ、地域差を勘案する人件費にかかる職員の範囲を「直接処遇職員」から「人員配置基準において具体的に配置を規定されている職種の職員」に拡大し、人件費の評価を見直す。

また、経営実態調査の結果を踏まえて、サービス毎の人件費割合について見直すとともに、各地域区分の報酬単価の上乗せ割合についても見直す。

<地域区分ごとの報酬単価>

特別区	12%	⇒	15%
特甲地	10%		10%
甲地	6%		6%
乙地	3%		5%
その他	0%		0%

<人件費割合>

60%	訪問介護/訪問入浴介護/通所介護/特定施設入居者生活介護/夜間対応型訪問介護/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/認知症対応型共同生活介護/地域密着型特定施設入居者生活介護/居宅介護支援	70%	訪問介護/訪問入浴介護/夜間対応型訪問介護/居宅介護支援
		55%	訪問看護/訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護

40%	訪問看護/訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/短期入所生活介護/短期入所療養介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	→	45%	通所介護/短期入所生活介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護療養型医療施設/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
-----	---	---	-----	---

※ 介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスについては、いずれも介護予防サービスを含む。

<介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価>

<現行>

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
事業所割合	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	55%	45%		
単価	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
	10.48円	10.40円	10.24円	10.12円	10円

<見直し後>

	特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
事業所割合	15%	10%	6%	5%	0%
人件費割合	70%	55%	45%		
単価	11.05円	10.70円	10.42円	10.35円	10円
	10.83円	10.55円	10.33円	10.28円	10円
	10.68円	10.45円	10.27円	10.23円	10円

(4) 中山間地域等における小規模事業所の評価

いわゆる中山間地域等にある小規模事業所については、規模の拡大や経営の効率化を図ることが困難であり、人件費等の割合が高くならざるを得ず、経営が厳しい状況にあることを踏まえ、いわゆる中山間地域等のうち、現行の特別地域加算対象地域以外の半島振興法指定地域等について、当該地域に所在する小規模の事業所が行う訪問介護等の一定のサービスについて評価を行う。

中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供する場合 ⇒ 所定単位数の10%を加算